みんなで支えるみんなの医療
千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

ちば広域連合だより

発行／千葉県後期高齢者医療広域連合
所在／〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内
編集／総務課
電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085
E-mail info@kouiki-chiba.jp
URL https://www.kouiki-chiba.jp/

千葉県人口6,268,585人(平成30年10月1日現在)　被保険者数794,142人(平成30年10月31日現在)　第25号

千葉県の後期高齢者医療の平成29年度の決算状況をお知らせします

お問い合わせ先　総務課　☎043-216-5011

特別会計決算

被保険者のみなさまの医療費の給付等に使われた「特別会計」の決算状況をお知らせします。

特別会計の歳入決算額(収入)は5，978億9，299万円、歳出決算額(支出)は5，893億1，667万円で歳入歳出差引残額は85億7，632万円でした。

この残額は、30年度に繰り越して、29年度に交付された国庫負担金等の精算による返還金等に充てられ、その残額(実質的な剰余金)をみなさまの保険料の負担を軽減するために設置されている保険料調整基金に積み立てます。

特別会計の内訳

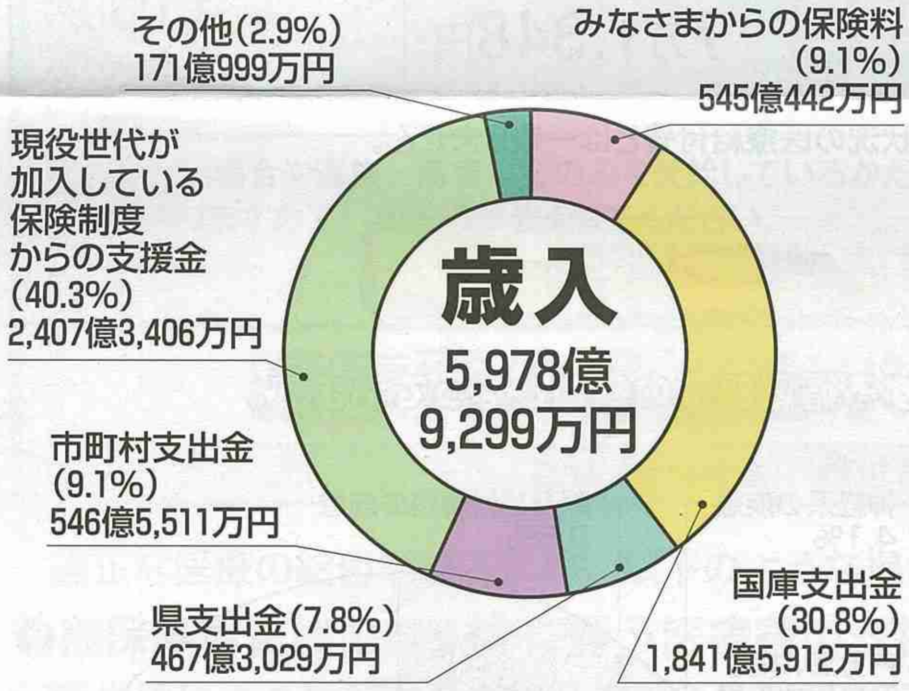

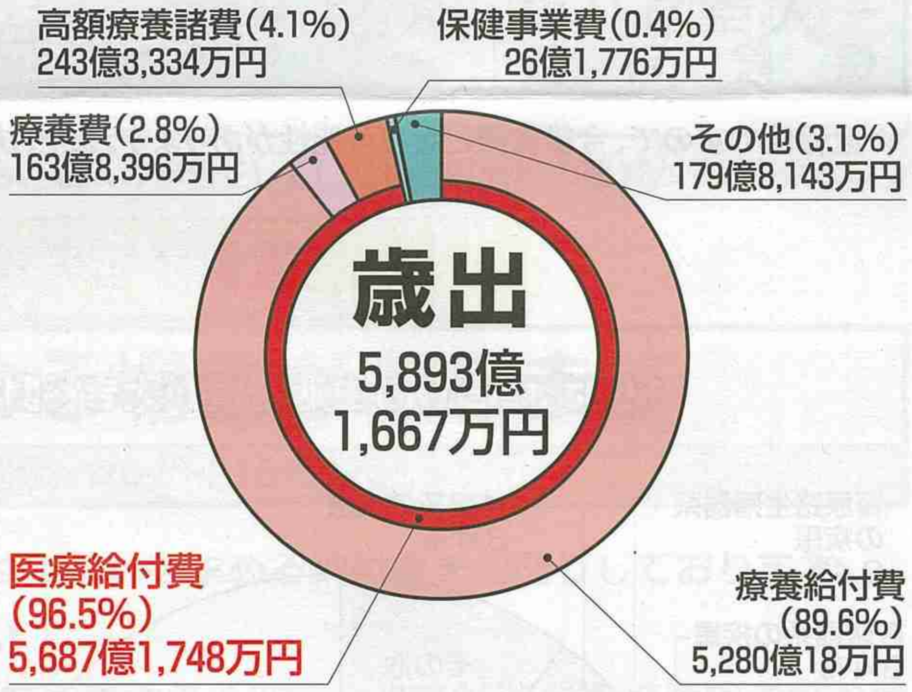

歳出は、療養給付費と療養費5，443億8，414万円、みなさまの医療費の負担が高額になったときに支給する高額療養費等243億3，334万円で96．5%を占めています。その他に葬祭費19億1，050万円、保健事業費26億1，776万円、医療機関へ医療費を支払うための手数料12億4，893万円などの経費を支払いました。

これらの経費には、みなさまから納められた保険料545億442万円、国・県・市町村からの支出金2，855億4，452万円のほか、現役世代からの支援金(支払基金交付金)2，407億3，406万円などが充てられています。

一般会計決算

広域連合の運営に必要な事務費である一般会計の歳入決算額(収入)は22億1，690万円、歳出決算額(支出)は15億8，325万円で歳入歳出差引額は6億3，365万円でした。この金額は30年度に繰り越しました。

保険料は貴重な財源です

被保険者のみなさまから納められた保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための貴重な財源です。納付期日までの保険料の納付にご協力ください。

また、納付が困難な場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

平成29年度の千葉県の一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先　給付管理課　☎043-216-5013

平成29年度の医療費の総額は、6,194億4,142万円となっており、そのうち医療給付費（みなさまの自己負担額を除いた医療費）として5,680億2,197万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療給付費は、75万5,340円となり、前年度74万6,929円と比較し約1%増加しました。（一人当たりの保険料額は7万2,348円）

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」を利用するなどして、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成29年度	前年度（28年度）	増　減
医療費の総額	6,194億4,142万円	5,815億4,713万円	378億9,429万円（6.52%）
医療給付費の総額	5,680億2,197万円	5,338億2,474万円	341億9,723万円（6.41%）
一人当たりの医療給付費	75万5,340円	74万6,929円	8,411円（1.13%）
一人当たりの保険料額	7万2,348円	7万1,348円	1,000円（1.40%）

※速報値ですので、今後変更となる可能性があります。また、決算状況の医療給付費とは一致しません。

被保険者の受診内容について

1位は、どちらも生活習慣が大きく関係する循環器系の疾患となっています。

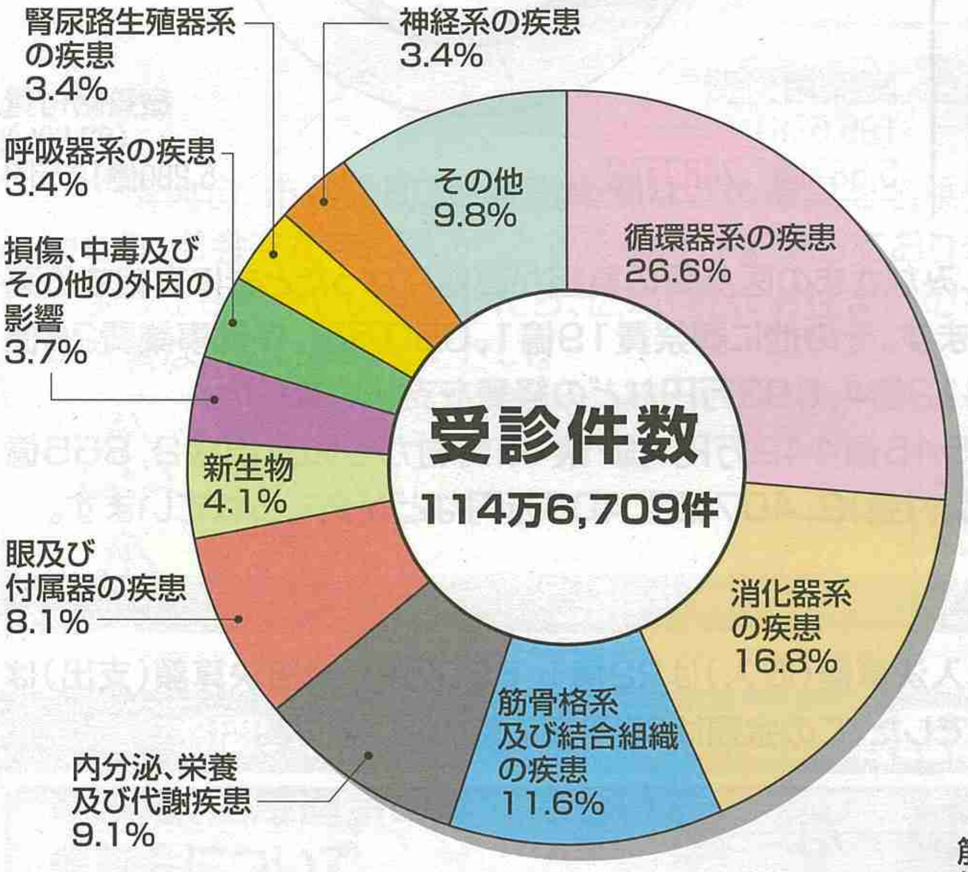

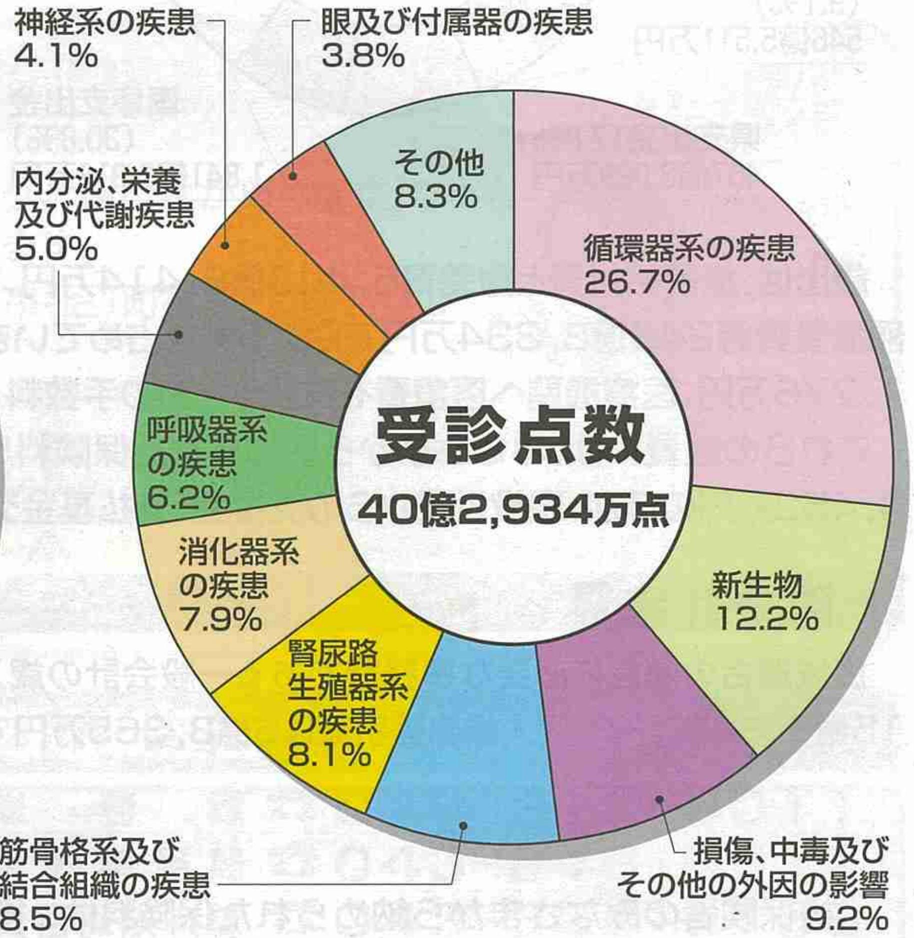

〈レセプトデータより作成〉

食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。

平成30年分の確定申告をされるかたへ

担当　資格保険料課　☎043-308-6768

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、平成30年中（1月1日から12月31日まで）に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

●特別徴収のかた（年金から保険料を天引きされているかた）

年金の源泉徴収票をご確認ください。（社会保険料控除の対象となる額が記載されています。）

●普通徴収のかた（口座振替や納付書によりお支払いされているかた）

口座振替されている口座の通帳や領収証書をご確認ください。

また、ご自身以外（ご家族のかたなど）の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額は、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。

お問い合わせ先

内容	お問い合わせ先
納付した後期高齢者医療保険料額	お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当課
確定申告（※）	所轄の税務署 または お住まいの市（区）町村の住民税担当課

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、収入の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先　給付管理課　☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い

転出等により被保険者資格を失った後、又は資格を取得される前に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の支払い

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく負担割合が1割から3割に変更となった場合、その期間の差額を返還していただきます。

※負担割合が3割から1割に変更となった場合、差額分を請求の際は申請手続が必要となりますので、お住まいの市（区）町村窓口でお手続きをお願いします。

歯科口腔健康診査を受診していないかたは早めに受診しましょう

広域連合が行う76歳のかたの歯科口腔健康診査（昭和17年4月2日から昭和18年4月1日に生まれたかた）は、平成30年12月28日まで受診できます。早めに受診しましょう。

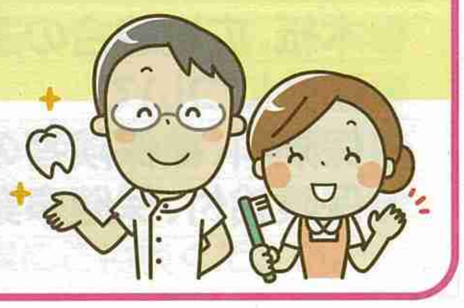

平成30年第2回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先　議会事務局　☎043-216-5011

11月12日に、千葉市内で平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、平成30年度一般会計補正予算案など6件が審議されました。

一般質問には2人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質問が行われました。

第2回定例会の議案と議決結果

（会議録は、1月にホームページに掲載予定です。）

■議案第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認
■議案第2号	監査委員の選任について	同意
■議案第3号	平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
■議案第4号	平成29年度特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
■議案第5号	平成30年度一般会計補正予算(第1号)	可決
■議案第6号	平成30年度特別会計補正予算(第1号)	可決

（議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略）

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿（議員定数54人）（平成30年11月12日第2回定例会　現在）

市町村名	議員名
旭市	飯嶋　正利
我孫子市	高木　宏樹
いすみ市	荒井　正
市川市	浅野　さち
一宮町	鵜沢　一男
市原市	伊佐　和子
印西市	金丸　和史
浦安市	宮坂　奈緒
大網白里市	加藤岡　美佐子
大多喜町	山田　久子
御宿町	石井　芳清
柏市	山中　一男
勝浦市	丸　昭
香取市	小野　勝正
鎌ケ谷市	石神　市太郎
鴨川市	佐久間　章
木更津市	篠崎　哲也
君津市	橋本　礼子
鋸南町	黒川　大司
九十九里町	荒木　かすみ
神崎町	石井　正夫
栄町	○大野　博
佐倉市	清宮　誠
山武市	小川　吉孝
酒々井町	佐藤　修二
芝山町	石田　謙一
白子町	宗島　理仁
白井市	多田　育民
匝瑳市	欠員
袖ケ浦市	榎本　雅司
多古町	石渡　悦子
館山市	石井　信重
千葉市	村尾　伊佐夫
銚子市	地下　誠幸
長生村	井下田　政美
長南町	丸島　なか
東金市	渡辺　直樹
東庄町	高木　武男
富里市	高橋　益枝
長柄町	川嶋　朗敬
流山市	秋間　高義
習志野市	木村　孝浩
成田市	海保　貞夫
野田市	鶴岡　潔
富津市	◎平野　明彦
船橋市	鈴木　いくお
松戸市	深山　能一
南房総市	阿部　美津江
睦沢町	中村　勇
茂原市	三橋　弘明
八街市	小髙　良則
八千代市	堀口　明子
横芝光町	川島　富士子
四街道市	大越　登美子

※市町村名は五十音順
◎は議長　○は副議長

次回の広域連合議会定例会は、平成31年2月18日(月)に開催する予定です。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止などの突発的な事情により市町村民税が減免されたときや、これら突発的な事情により収入や預貯金が大きく減少し、医療費の自己負担額の支払いが困難になったときは、申請により支払いが減免される場合があります。

また、保険料についても、災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少などにより納めることが困難になったときは、申請により減免される場合があります。

詳しくは、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

「ATMで還付金が戻る」という電話は詐欺!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。

- ⚠ ATMの操作をお願いすることは絶対にありません！
- ⚠ ATMを操作しても、医療費等は還付されません！
- ⚠ 教えられた電話番号には電話しない！
- ⚠ 口座番号、暗証番号などの個人情報は教えない！

お問い合わせ　千葉県後期高齢者医療広域連合

受付時間/午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

●本紙、広域連合の運営について	総務課	☎043-216-5011
●議会について	議会事務局	☎043-216-5011
●保険料、被保険者の資格について	資格保険料課	☎043-308-6768
●保険給付、保健事業について	給付管理課	☎043-216-5013
	各課共通	FAX 043-206-0085